



平成 22 年 6 月 21 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 30 番 1 号  
株式会社プロバスト  
代表取締役社長 津江 真行  
(コード番号: 3236)  
問い合わせ先 経営企画部長 矢野 義晃  
電話 03-6853-3100

## 減資を定める再生計画案提出許可申請及び許可取得のお知らせ

当社は、本日平成 22 年 6 月 21 日開催の取締役会決議に基づき、東京地方裁判所に対して、減資を定める再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ました（以下「本提出許可」といいます。）ので、下記の通りお知らせいたします。

今後も、当社は、裁判所及び監督委員による指導監督のもと、上場を維持しつつ、当社の事業再建に向けて、全力を尽くして参る所存でございますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 申請の理由

当社は、平成 22 年 5 月 14 日付当社プレスリリース「株式会社プロバスト 再建計画」について」に記載の通り、今後の当社の事業継続に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、再建計画（以下「本再建計画」といいます。）を策定し、本再建計画に従い、優先株式の割当てを行う方法により実質的な弁済を行うべく、債務の株式化（DES）を実施することを予定しておりますが、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、株主の皆様への配当を容易にするために、平成 23 年 5 月 31 日を効力発生日として、資本金の額を 4,100,000,000 円減少させる減資（以下「本減資」といいます。）を行うことを予定しております。

本提出許可は、民事再生法第 166 条第 1 項の規定に従い、本減資に関する条項を定めた再生計画案を提出することについて、裁判所の許可を得たものです。なお、本減資は、本再建計画の一内容をなすものであり、当社の民事再生手続における再生計画（以下「再生計画」といいます。）の定めに基づき、当社の民事再生法手続に従い実施することを予定しており、株主総会の特別決議を経ずに行います。また、本減資に際しては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しておりますが、いわゆる 100%減資には該当いたしません。

### 2. 今後の見通し

前記の通り、本減資は、再生計画の定めに基づき実施されるものですので、当社が本減資に関する条項を定めた再生計画案を提出し、東京地方裁判所の再生計画の認可決定が確定する等、法令等に定める所定の手続を完了したことを条件として、前記効力発生日（但し、効力発生日に再生計画の認可決定が未だ確定していないときは、再生計画の認可決定が確定した日）に効力が生じることになります。

以上